

中央電気建設株式会社を認定！

徳島県内
第28号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第28号として、中央電気建設株式会社を平成25年9月26日付けて認定しました。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成25年10月10日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける中央電気建設株式会社の木下代表取締役（右）



次世代認定マーク「くるみん」

中央電気建設株式会社の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年6月1日～平成25年8月31日までの3年3か月

2 行動計画の目標

- ① 小学校第3学年修了までの子を養育する従業員の短時間勤務制度を導入し、周知を図る
- ② 子の看護のための休暇を取得できる制度の周知を図る
- ③ 所定外労働の削減の措置
- ④ トライアル雇用を通じた雇い入れ

3 取組結果

- ① 平成25年5月、小学校第3学年修了までの子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度を導入し、文書により従業員に周知した。
- ② 平成25年5月、子の看護休暇制度について、法定より1日多い日数を取得できる制度を導入し、文書により従業員に周知した。
- ③ 平成22年7月より、毎週土曜日をノー残業デーとし、ポスターの掲示により従業員に周知した。
- ④ 平成22年6月より、トライアル雇用に関するチラシを作成し従業員に配布し周知を図った。平成23年4月に「若年者トライアル雇用制度」により1名雇い入れた。

4 その他の先進的取組

- ① 所定外労働の制限措置の対象を、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員としている。
- ② 育児のための時差出勤の制度を導入しており、対象を小学校第3学年修了までの子を養育する従業員としている。
- ③ 子の看護休暇について、給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定に当たっては、取得期間を通常の勤務をしたものとみなしている。
- ④ 育児短時間勤務制度について、定期昇給、退職金の算定に当たっては、適用期間を通常の勤務をしているものとみなしている。また、1日の所定労働時間を短縮する制度だけでなく、1週当たりの所定労働時間を短縮する制度や1週当たりの所定労働日数を短縮する制度を併せて導入している。